

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 6月 1日施行

令和 6年 4月 30日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町要綱第27号

佐用町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 6年 4月 30日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第27号

佐用町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（平成17年佐用町要綱第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第41条の3の3第2項」を「第41条の3の11第2項」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。